

# 南島原市の就農支援メニュー（国・県含む）

準備・研修

## ① 農業後継者育成事業【市独自】

（南島原市内在住の方）  
扶養者の農業高校・農業大学校等への修学費用を支援

### ○要件

- ・農大、農高などで修学・研修
- ・修学・研修後3年以内に就農

### ○交付額等

年額6万円

## ② 農業研修支援事業【市独自】

研修期間中の家賃の一部を支援

### ○要件

- ・1ターン者（転入後1年以内）
- ・本市で就農する者
- ・就農準備資金の交付対象者
- ・県登録研修受入機関等での研修

### ○交付額等

- ・補助率：1/2以内
- ・限度額：2.5万円/月

## ③ 就農準備資金【国】

研修期間中の就農準備のための資金を交付

### ○要件

- ・就農予定時49歳以下
- ・研修後に就農する
- ・前年の世帯所得600万円以下
- ・研修期間が1年、1,200時間以上
- ・県登録研修機関等での研修 など

### ○交付額等

年間最大150万円（最長2年間）

## 認定新規就農者

市が青年等就農計画  
を認定する

[要件] 原則18歳以上44歳以下（市長が認める場合49歳以下）

一定水準の農業技術の習得（概ね1年以上の研修・実務等）

[目標内容] 5年後の所得300万円超、年間労働時間2,000時間

[メリット] 各種補助金の要件を満たせる、農地貸借契約ができる など

就農開始

## ④ 新規就農者就農支援事業【市独自】

農業経営を開始するための機械・施設・農業用資材等の導入を支援

### ○要件

- ・49歳以下の認定新規就農者（親元就農・経営継承者は対象外）
- ・就農準備中又は就農後1年未満
- ・前年の世帯所得600万円以下
- ・経営開始資金の交付要件を満たす者

### ○交付額等

- ・補助率：3/4以内
- ・限度額：75万円

## ⑤ 経営開始資金【国】

経営確立のための資金を交付

### ○要件

- ・49歳以下の認定新規就農者
- ・経営継承する場合、新規作目の導入等リスクのある取組を行うと市に認められる者
- ・前年の世帯所得が600万円以下

### ○交付額等

年間150万円（最長3年間）

## ⑥ 経営発展支援事業のうち通常枠【国】

経営発展のための機械・施設等の導入を支援

### ○要件

- ・49歳以下の認定新規就農者
- ・事業実施年度及びその前年に独立自営就農している（予定含）者
- ・（経営継承する場合）親の経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者
- ・自己負担分について融資を受ける
- ・整備内容ごとに50万円以上のもの

### ○交付額等

- ・事業費上限額：1,000万円
- ※⑥併用の場合：500万円
- ・補助率：3/4以内

## ⑦ 経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠【国】

（3. 経営発展に向けた取り組み）  
経営発展のための機械・施設等の導入を支援

### ○要件

- ・49歳以下の認定新規就農者、又は認定農業者
- ・経営を開始して3年以内の者
- ・認定新規就農者の場合、3年後までに認定農業者になる者
- ・自己負担分について融資を受ける
- ・整備内容ごとに50万円以上のもの

### ○交付額等

- ・事業費上限額：1,200万円
- ・補助率：3/4以内

## ⑧ 青年等就農資金

【日本政策金融公庫】

青年等就農計画の達成に必要な資金を融資。※認定新規就農者のみ

### ○特徴

- ・借入の全期間にわたり無利子
- ・実質無担保、無保証人

### ○使途

- ・農地造成（農地取得は不可）
- ・果樹植栽、家畜導入
- ・施設、機械、資材の取得 等

### ○借入額等

- ・借入限度額：3,700万円
- ・償還期限：17年以内（うち据置期間）5年以内）

その他事業もあります。

申請時期や予算の制約があるため、まずはご相談ください。